

## 一部事務組合下北医療センター議会第29回臨時会会議録

議事日程

令和元年12月19日（木曜日）午前10時開会・開議

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 議会運営委員の選任
- 第7 行政報告
- 第8 議案一括上程、提案理由の説明
- 第9 議案審議（質疑、討論、採決）
  - (1) 議案第13号 一部事務組合下北医療センター情報公開条例
  - (2) 議案第14号 一部事務組合下北医療センター個人情報保護条例
  - (3) 議案第15号 一部事務組合下北医療センター情報公開・個人情報保護審査会条例
  - (4) 議案第16号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例
  - (5) 議案第17号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例
  - (6) 議案第18号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - (7) 議案第19号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
  - (8) 議案第20号 一部事務組合下北医療センター監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
  - (9) 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	工藤祥子	9番	正根秋雄
2番	村中浩明	10番	岩泉盛利
3番	濱田栄子	11番	渡部英夫
4番	富岡幸夫	12番	奥島貞一
5番	佐賀英生	13番	飯田さつき
6番	原田敏匡	14番	蛸島巨樹
7番	浅利竹二郎	15番	太田直樹
8番	住吉年広	16番	竹内典和

欠席議員（なし）

出席説明員

管理者	宮下宗一郎	むつ総合病院院長	吉内栄光
代表副管理者	金澤満春	むつ総合病院幹事	岩瀬圭吾
副管理者	富岡宏美	むつ総合病院幹事	佐藤信彦
東通村副村長	林春美	国民健康保険大間病院事務	徳田勝
佐井村副村長	田名部二郎	国民健康保険川内診療所	角谷純一郎
代表参事	川西伸二人	国民健康保険野沢診療所	宮古速雄
代表監査委員	齊藤秀人	国民健康保険風間浦診療所	三國正人
むつ総合病院院長	橋爪正一	東通地区診療所	佐々木一志
事業本部事務局長	山本伸一	佐井地区診療所	千代谷賀士子
むつ総合病院看護局長	甲田久美子	むつ市長公室部長	川森恒太
むつ総合病院事務局長	徳田暁子	むつ市長公室部長	田中宏司
事業本部長	松山勝	むつ市長公室主事	山田真由美
むつ総合病院施設整備推進監	柳谷孝志	監査委員局長	
むつ総合病院事務局長	工藤大介	監査委員事務局長	
むつ総合病院事務局長	齊藤洋一		
むつ総合病院事務局長	澁田剛		

出席事務局職員

事務局本部  
事務局長 査

高 田 耕 次

事務局本部  
事務局長 事

今 雅 行

事務局本部  
事務局長 査

鎌 田 真 宣

事務局本部  
事務局長 事

三 浦 達 朗

## ◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○副議長（岩泉盛利） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第29回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16人で全員でありまして、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

## ◎日程第1 仮議席の指定

○副議長（岩泉盛利） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

## ◎日程第2 議長選挙

○副議長（岩泉盛利） 次は、日程第2 議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、副議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（岩泉盛利） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては指名推選とし、副議長において指名することに決定しました。

議長に濱田栄子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました濱田栄子議員を議長の当選人に定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（岩泉盛利） ご異議なしと認めます。よ

って、ただいま指名いたしました濱田栄子議員が議長に当選されました。

議長に当選されました濱田栄子議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

濱田栄子議員にご挨拶をお願いいたします。

（濱田栄子議長登壇）

○議長（濱田栄子） 皆様、おはようございます。一部事務組合下北医療センター議会議長の指名をいただきましたむつ市議会選出の濱田栄子でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

現在下北地域の医療を取り巻く環境は、非常に厳しさを増しております。医師や看護師など医療従事者の確保困難、国が進める病床削減への対応、さらにはむつ総合病院の病棟建てかえなど非常に大きな困難な課題が山積みしております。これらの課題を克服してまいりますためにも、議員各位、そして理事者皆様方のご協力をいただきながら、議長の職責を全うしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（岩泉盛利） 濱田栄子議長、議長席にお着き願います。

これで私の職務を終わります。ありがとうございました。

## ◎日程第3 議席の指定

○議長（濱田栄子） 次は、日程第3 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により議長から指定いたします。

議員各位の議席番号と氏名を職員に朗読させます。

（事務局議席番号、氏名朗読）

○議長（濱田栄子） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

## ◎日程第7 行政報告

### ◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（濱田栄子） 次は、日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、1番工藤祥子議員及び12番奥島貞一議員を指名いたします。

### ◎日程第5 会期の決定

○議長（濱田栄子） 次は、日程第5 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

### ◎日程第6 議会運営委員の選任

○議長（濱田栄子） 次は、日程第6 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第3条の規定により、工藤祥子議員、村中浩明議員、佐賀英生議員、住吉年広議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました工藤祥子議員、村中浩明議員、佐賀英生議員、住吉年広議員を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○議長（濱田栄子） 次は、日程第7 行政報告を行います。

管理者から報告を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） おはようございます。下北半島北通3町村における北海道ドクターヘリの広域連携についてご報告いたします。

下北半島は、高規格道路が未整備であり、3次救急医療を担う県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、八戸市立市民病院までのアクセスが著しく貧弱であり、当地域のほぼ全域において2時間以上、最大では4時間もの多大な時間が必要です。

一方ドクターヘリは、青森県内全域を30分以内でカバーし、救急現場到着後直ちに医師、看護師による救命医療が施され、高度救急医療機関に到着するまでの間、必要とされる医療が中断なく提供されるため、救命率の向上と後遺症の軽減に非常に大きな役割を果たしております。

当地域におきましても重症熱傷や多発外傷、心疾患、脳疾患で緊急手術が必要な場合など、ドクターヘリを緊急要請し、対応しているところであります。

平成24年、青森県ドクターヘリが2機体制とされた以降、ドクターヘリは青森市と八戸市に配備されております。下北半島は主に県立中央病院に駐機するドクターヘリが飛来しており、大間町、風間浦村、佐井村エリアで重篤な患者が発生した場合、要請から現場到着まで25分ほど要しております。このことについて、北海道ドクターヘリが就航した場合は、要請から現場到着まで十数分となる見込みであり、往復で二十数分、大幅な時間短縮が期待されております。1分、2分が生死を分ける救急現場にあって、この時間短縮はいかに

大きな意義を有するか言うまでもなく、救急搬送時間の短縮は北通3町村で生活する方々の安全と安心を担保する喫緊の課題であります。

このような背景から、10月16日に開催された一部事務組合下北医療センター庁議において、下北半島北通3町村住民の救命率の向上を図る命を守るための取り組みとして、北海道ドクターヘリとの広域連携を強く推進することといたしました。これに基づき、11月5日、ドクターヘリを管理する青森県に対し、北海道ドクターヘリを管理する北海道との協議を進め、早期に北通3町村へ北海道ドクターヘリが就航できるよう要望したところであります。

今後におきましては、県と道の協議を注視しながら、必要な措置を講じてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（濱田栄子） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

## ◎日程第8 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（濱田栄子） 次は、日程第8 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第13号から議案第20号まで並びに報告第10号を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました8議案1報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存

じます。

まず、議案第13号 一部事務組合下北医療センター情報公開条例についてであります。本案は地域住民の組合行政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を定めるためのものであります。

次に、議案第14号 一部事務組合下北医療センター個人情報保護条例についてであります。本案は個人情報の適正な取り扱いの確保に関し、必要な事項及び組合が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を保護するために定めるものであります。

次に、議案第15号 一部事務組合下北医療センター情報公開・個人情報保護審査会条例についてであります。本案は当組合の情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開・個人情報保護審査会を設置するためのものであります。

次に、議案第16号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は特別理事でありますむつ総合病院長の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第17号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。本案は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法により創設される会計年度任用職員の勤務条件、給与等について規定する必要があるため、関係条例を整備するものであります。

次に、議案第18号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は去る10月7日に出されました青森県人事委員会の県職員の給与等に関する勧告に鑑み、下北医療センター職員に適用される給料月額等を改定するためのものであり

ます。

次に、議案第19号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてありますが、本案は来年3月31日をもって三戸郡福祉事務組合が解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものであります。

次に、議案第20号 一部事務組合下北医療センター監査委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。本案は議員のうちから選任する監査委員に富岡幸夫氏を選任いたしたく提案するものであります。

次に、報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。本報告は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でありまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項を削除するほか、所要の条文整理をするためのものであり、本年12月14日から施行する必要が生じたため、専決処分したものであります。

以上をもちまして上程されました8議案1報告について、その大要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり御議決、ご同意及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱田栄子） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議案熟考のため休憩する予定でありましたが、議員の皆様には事前に資料を配付しており

ますので、議案熟考を設けず会議を続けたいと思いますが、このことについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。

それでは、会議を続けます。

### ◎日程第9 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（濱田栄子） 次は、日程第9 議案審議を行います。

#### ◇議案第13号

○議長（濱田栄子） まず、議案第13号 一部事務組合下北医療センター情報公開条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。以上で議案第13号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第14号

○議長（濱田栄子） 次は、議案第14号 一部事務組合下北医療センター個人情報保護条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱田栄子) 質疑なしと認めます。以上で議案第14号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱田栄子) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第15号

○議長(濱田栄子) 次は、議案第15号 一部事務組合下北医療センター情報公開・個人情報保護審査会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱田栄子) 質疑なしと認めます。以上で議案第15号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱田栄子) ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第16号

○議長(濱田栄子) 次は、議案第16号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱田栄子) 質疑なしと認めます。以上で議案第16号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱田栄子) ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第17号

○議長(濱田栄子) 次は、議案第17号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、発言を許可します。1番工藤祥子議員。

○1番(工藤祥子) 議案第17号について質疑いたします。

まず最初に、来年度からスタートするこの制度ですが、実際の待遇をどうするかについては各自治体の判断になると言われています。

まず、一部事務組合下北医療センター内の施設で現在正規職員の数、非正規職員の数は何人なのでしょうか。また、正規職員と同じ働き方をしているいわゆるフルタイムの非正規職員はどのくらいいるのでしょうか。フルタイムでないパート職員も任用職員制度の対象になるのか、産休、育休をとることができるのか、退職金制度があるのか、このことについてお伺いしたいと思います。

○議長(濱田栄子) 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長(山本伸一) ただいまのご質問にお答えいたします。

正規職員、非正規職員の人数でございしますが、



12月1日現在の数字で申し上げますと、むつ総合病院においては正職員が475名で臨時職員やパート職員等の非正規職員が260名、大間病院では正職員が52名で非正規職員が33名、川内診療所では正職員が15名で非正規職員が19名、脇野沢診療所では正職員が3名で非正規職員が7名、佐井地区診療所では正職員が4名で臨時職員が1名、事業本部では正職員が7名で非正規職員が2名となっております。これらの非正規職員が会計年度任用職員へ移行することとなります。全職員数に対する非正規職員の割合は、約4割弱となっております。

正規職員と同じ働き方をしている非正規職員はどれくらいいるのかということと、パート職員も制度の対象になるのかというご質問でございますが、現在一部パートタイムの勤務となっている職員はおりますものの、ごく少数であり、ほとんどの臨時職員が正職員と同様のフルタイム勤務となっております。また、現在の任用形態がフルタイム、パートタイムのどちらであるかを問わず、会計年度任用職員へ移行することとなります。

以上でございます。

(回答漏れ指摘の声あり(答弁))

○事業本部事務局長(山本伸一) 失礼しました。産休等の休暇等につきましてお答えいたします。

会計年度任用職員の休暇等については、国やむつ市の方針に準ずる方針となっておりますので、産前産後の休暇、育児休暇を取得することは可能となります。

また、退職金につきましても、フルタイムの勤務に限り支給が認められることとなっております。

以上です。

○議長(濱田栄子) 1番工藤祥子議員。

○1番(工藤祥子) 非正規の職員の方によって、この仕事が支えられているということがわかりま

した。

次に、毎年非正規の方が採用を希望する場合は試験を行うのか、また経験年数によって給料が上がるのか、給料に反映されるのかということについてお聞きいたします。

○議長(濱田栄子) 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長(山本伸一) ただいまのご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の採用につきましては、1会計年度ごとの職の必要性が吟味される職と位置づけられているために、その任期ごとに募集、選考が行われるものでありますことから、毎年応募していただくこととなります。

なお、選考に当たっては任用中の人事評価に基づき任用することも可能となっております。また、引き続き任用となった場合には、同一職で5年目までは経験年数に応じて昇給することとしております。

以上でございます。

○議長(濱田栄子) 1番工藤祥子議員。

○1番(工藤祥子) 民間労働者の非正規が4割を超えるという現状の中で、ワーキングプアの広がりとか少子化対策に逆行すると今日でも騒がれているのに、模範となるべき地方公務員等を取り巻く働き方でも常態化していることに疑問を持っております。臨時や非常勤によって支えられてきている中、正規から臨時、非正規への置きかえが合法化されるのではないかという懸念を持ちます。問題点を指摘しておきます。給料が安くてやめようかと悩んでいたという声も聞きました。ともにこの制度への期待の声も聞きました。運用は各自治体に任せられているとも言われ、改善を勝ち取った例もあります。

もう一つ、最後の質問です。正規職員をふやす方向はないのでしょうか。また、来年度の支出がふえるということになると思いますが、国の財政

の手当てはどのようなのでしょうか。最後にこの質問をいたします。

- 議長（濱田栄子） 事業本部事務局長。
- 事業本部事務局長（山本伸一） お答えいたします。

当センターにおきましては、第133回定例会において御議決賜りましたように、看護師を含め医療スタッフの確保という面では、喫緊の課題として対策を講じているところであります。

しかしながら、採用試験においてもここ数年は募集者数に対する受験者数が伸び悩み、採用予定者数を下回る状況が続いておるわけであります。このことから、臨時職員、非常勤職員の任用に頼らざるを得ない状況となっております。したがって、今後につきましても正職員の配置を基本としながらも、下北圏域の医療サービスの向上のために会計年度任用職員の配置が必要であるものと考えております。

財源措置の件でございますが、国からの確定した情報はいただいておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（濱田栄子） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。以上で議案第17号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第18号

- 議長（濱田栄子） 次は、議案第18号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。以上で議案第18号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第19号

- 議長（濱田栄子） 次は、議案第19号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。以上で議案第19号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

て、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇議案第20号

○議長（濱田栄子） 次は、議案第20号 一部事務組合下北医療センター監査委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。以上で議案第20号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり同意されました。

◇報告第10号

○議長（濱田栄子） 次は、報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。以上で報告第10号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、報告第10号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長（濱田栄子） これまで、本臨時会に付託された事件は全て議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第29回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時34分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組台下北医療センター議会議長 瀨 田 栄 子

一部事務組台下北医療センター議会副議長 岩 泉 盛 利

一部事務組台下北医療センター議会議員 工 藤 祥 子

一部事務組台下北医療センター議会議員 奥 島 貞 一